

新旧対照表

○公衆浴場法施行細則

新	旧
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例(昭和48年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例別表第1の1の項(21)ただし書の規定により利用形態等から風紀上支障がない場合の男女の混浴を認めること。</p> <p>(営業許可の申請)</p> <p>第3条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、保健福祉事務所に提出しなければならない。ただし、営業者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第1号及び第2号に掲げる書類のうち、変更がないものの添付を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が水道水以外の水である場合は、原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>が第7条第1項に規定する<u>水質基準</u>に適合していることを証する書類の写し</p> <p>(浴槽水等の水質基準)</p> <p>第7条 条例別表第1の1の項(1)に規定する水道水以外の水を使用した原湯、原水、<u>上がり用湯及び上がり用水</u>の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと保健福祉事務所に認めるときは、当該より難しい基準を適用しないことができる。</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)、公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)及び公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例(昭和48年神奈川県条例第4号。以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例別表第1の1の項(19)ただし書の規定により利用形態から風紀上支障がない場合の男女の混浴を認めること。</p> <p>(営業許可の申請)</p> <p>第3条 法第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、公衆浴場営業許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、保健福祉事務所に提出しなければならない。ただし、営業者が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第1号及び第2号に掲げる書類のうち、変更がないものの添付を省略することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が水道水以外の水である場合は、原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>が<u>水質基準</u>に適合していることを証する書類の写し</p> <p>(浴槽水等の水質基準)</p> <p>第7条 条例別表第1の1の項(1)に規定する水道水以外の水を使用した原湯、原水、<u>上り用湯及び上り用水</u>の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部により難しく、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、当該より難しい基準を適用しないことができる。</p> <p>1・2 (略)</p>

新			旧				
3	<u>水素イオン濃度指数</u>	<u>値が5.8以上8.6以下であること。</u>	<u>ガラス電極法</u>	3	<u>水素イオン濃度</u>	<u>5.8以上8.6以下であること。</u>	<u>ガラス電極法又は比色法</u>
4	<u>有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法</u>	4	<u>有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)</u>	<u>1リットル中10ミリグラム以下であること。</u>	<u>滴定法</u>
5	<u>大腸菌</u>	<u>検出されないこと。</u>	<u>特定酵素基質培地法</u>	5	<u>大腸菌群</u>	<u>50ミリリットル中に検出されないこと。</u>	<u>乳糖ブイヨンーブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法</u>
6	(略)			6	(略)		

2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと保健福祉事務所長が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

2 条例別表第1の1の項(1)に規定する浴槽水の水質基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査における同表の中欄に定める基準とする。ただし、温泉水又は井戸水を使用する場合であつて、同表の1の項又は2の項に定める基準により難く、かつ、衛生上危害が生じるおそれがないと知事が認めるときは、当該より難い基準を適用しないことができる。

1	(略)			1	(略)		
2	<u>有機物(全有機炭素の量)。ただし、塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、有機物(全有機炭素の量)の測定結果を適用することが不適切</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。</u>	<u>有機物(全有機炭素の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法</u>	2	<u>有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)</u>	<u>1リットル中25ミリグラム以下であること。</u>	<u>滴定法</u>

新			旧		
<u>な場合は、過マンガ ン酸カリウム消費 量</u>					
3・4 (略)			3・4 (略)		